

調布市要綱第 99 号

調布市行政評価実施要綱を次のように定める。

平成 19 年 5 月 28 日

調布市行政評価実施要綱

第 1 目的

この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の効率的な実施、評価結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって持続可能で効果的かつ効率的な行財政運営の確立を目指すとともに、市民サービスの向上及び市政に関する透明性の確保を図ることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が行う施策や事務事業等の行政活動について、その必要性や成果等を、指標等を用いて客観的に行う評価をいう。
- (2) 実施機関 調布市組織規則（昭和 46 年調布市規則第 35 号）に基づく部、調布市会計管理者の補助組織規則（平成 20 年調布市規則第 11 号）に基づく課、調布市教育委員会事務局処務規則（昭和 56 年調布市教育委員会規則第 2 号）に基づく部、調布市選挙管理委員会規程（昭和 35 年調布市選挙管理委員会告示第 5 号）に基づく事務局、調布市農業委員会事務局処務規程（昭和 43 年調布市農業委員会訓令第 1 号）に基づく事務局、調布市監査事務局処務規程（昭和 47 年調布市監査委員告

示第3号)に基づく事務局及び調布市議会事務局処務規程(昭和40年調布市議会訓令第1号)に基づく事務局をいう。

(3) 行政経営会議 調布市行政経営会議要綱(平成16年調布市要綱第60号)により設置した行政経営会議をいう。

(4) 施策 行政目標を実現するために企画した行政活動の基本的な方策等をいう。

(5) 事務事業 施策目的等を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。

(6) 施策主管課長 施策を主管する課長(相当職を含む。以下同じ。)をいう。

(7) 事務事業主管課長 事務事業を主管する課長をいう。

第3 基本方針

行政評価は、毎年度実施する。

2 行政評価については、市長が定める行政評価実施方針(以下「実施方針」という。)に基づき、行政経営部長が統括する。

3 実施機関の長は、実施方針に基づき、所管する施策及び事務事業を評価する。この場合において、評価は、施策及び事務事業の目的、成果指標等に対し、客観性を確保するものとする。

4 実施機関の長は、成果重視の経営的視点から、評価結果に基づく改革・改善の取組を行うとともに、所属職員が行う評価結果に基づく継続的な改革・改善への取組を指導し、及び監督する。

第4 行政評価の種類

行政評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施策評価

(2) 事務事業評価

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の評価

第5 行政評価の実施

第4第1号に掲げる施策評価は、実施方針に基づき、施策主管課長が施策に関連する課長と連携して、施策目標の達成状況、成果等を分析し、及び検証することにより行う。

- 2 第4第2号に掲げる事務事業評価は、実施方針に基づき、事務事業主管課長が事務事業の目的妥当性、有効性、効率性、公平性等を分析し、及び検証することにより行う。
- 3 行政経営部長は、各実施機関の長に対し、行政評価における必要な助言等を行う。
- 4 実施機関の長は、実施方針に定める評価の評価結果を、行政経営部長に報告する。
- 5 行政経営部長は、報告を受けた評価結果を、市の行財政運営の観点から点検するとともに、評価を総括し、行政経営会議に報告する。
- 6 評価結果については、行政経営会議において検討協議を行い、行政経営部長は、その結果を付して市長に報告する。

第6 行政評価結果の公表

市長は、行政評価に関する情報及び評価結果について、ホームページ、市報等により公表を行う。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月29日から施行する。